

《 保育料・給食費の月額表 》

●幼児コース（こども園3～5歳児）

階層	保育料	給食費
第1階層 生活保護世帯	0円	0円
第2階層 市民税非課税世帯 (所得割額非課税世帯含む)		
第3階層 所得割課税額 77,101円未満		3,500円
第3階層 所得割課税額 77,101円以上		

* **多子世帯**…市民税所得割課税額が77,101円以上の世帯で、小学校3年生までの範囲において3人目以降の子どもが園を利用している場合、3人目以降は給食費無料。

* 8月（夏休み中）の給食費の徴収はありません。

多子世帯 (3人目)
給食費 0円

●幼保コース（こども園・保育園3～5歳児）

階層	保育料	給食費
第1階層 生活保護世帯	0円	0円
第2階層 市民税非課税世帯 (所得割額非課税世帯含む)		
第3階層 所得割課税額 48,600円未満		
第4階層 所得割課税額 57,700円未満		4,500円
第4階層 所得割課税額 97,000円未満		
第5～7階層 所得割課税額 97,000円以上		4,500円

* **多子世帯**…市民税所得割課税額が57,700円以上の世帯で、小学校就学前の範囲において園を同時に利用する子どもが3人以上いる場合、3人目以降は給食費無料。
ただし、57,700円以上97,000円未満の世帯については、年度内において満18歳未満の子どもから順に3人目以降の子どもが園を利用している場合、3人目以降は給食費無料。

多子世帯 (3人目)	軽減措置
給食費 0円	給食費 0円

* **ひとり親（母子・父子）世帯及び在宅障がい者(児)が同一世帯**…市民税所得割課税額77,101円未満に該当する世帯は給食費無料。

●保育コース（こども園・保育園0～2歳児）

階層	保育料	
	短時間	標準時間
第1階層 生活保護世帯	0円	0円
第2階層 市民税非課税世帯	0円	0円
第3階層 所得割課税額 48,600円未満	13,600円	14,300円
第4階層 所得割課税額 57,700円未満	22,400円	23,500円
第4階層 所得割課税額 97,000円未満	24,400円	25,600円
第5階層 所得割課税額 133,000円未満	34,200円	36,000円
第5階層 所得割課税額 169,000円未満	38,600円	40,600円
第6階層 所得割課税額 301,000円未満	48,500円	51,000円
第7階層 所得割課税額 301,000円以上	59,100円	62,200円

【軽減措置】 階層	保育料	
	短時間	標準時間
第1階層 生活保護世帯	0円	0円
第2階層 市民税非課税世帯	0円	0円
第3階層 所得割課税額 48,600円未満	6,300円	6,650円
第4階層 所得割課税額 57,700円未満	6,600円	6,900円
第4階層 所得割課税額 77,101円未満		

* **多子世帯**…小学校就学前の範囲において園を同時に利用する子どもが複数いる場合、2人目は半額、3人目以降は無料。
ただし、市民税所得割課税額57,700円未満の世帯は最年長の子どもの年齢制限はありません。57,700円以上97,000円未満の世帯については、年度内において満18歳未満の子どもから順に3人目以降の子どもが園を利用している場合、3人目以降は無料。

【軽減措置】

・子どもの属する世帯が、ひとり親世帯及び在宅障がい者(児)が同一世帯の場合で、第4階層以下（市民税所得割課税額77,101円未満）に認定された場合は、【軽減措置】が適用されます。【軽減措置】に該当する場合、2人目以降の保育料は無料です。
・在宅障がい者(児)とは身体障がい者手帳・療育手帳の交付を受けた人及び特別児童扶養手当支給対象児、障がい基礎年金の受給者です。

【減免措置】

・支給認定保護者が、災害その他やむを得ない理由により保育料を負担することが困難であると認められた場合、減免制度があります。詳しくはご相談ください。

※保育料・給食費算定について、税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）適用されない控除があります。